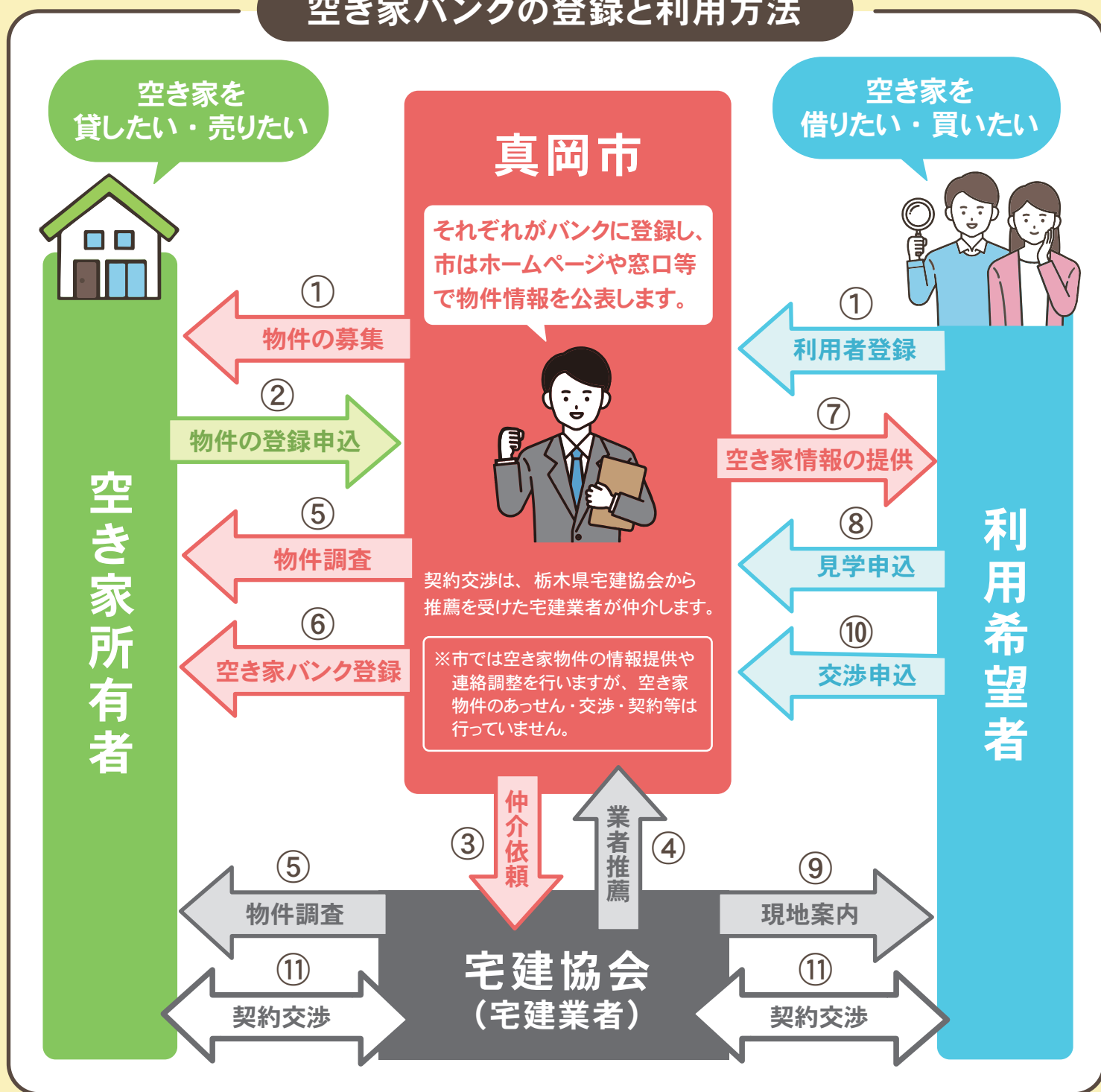


空き家 を利活用しませんか？

真岡市 空き家バンク

“貸したい人・売りたい人”と“借りたい人・買いたい人”を結ぶ

空き家バンクの登録と利用方法



補助制度の概要

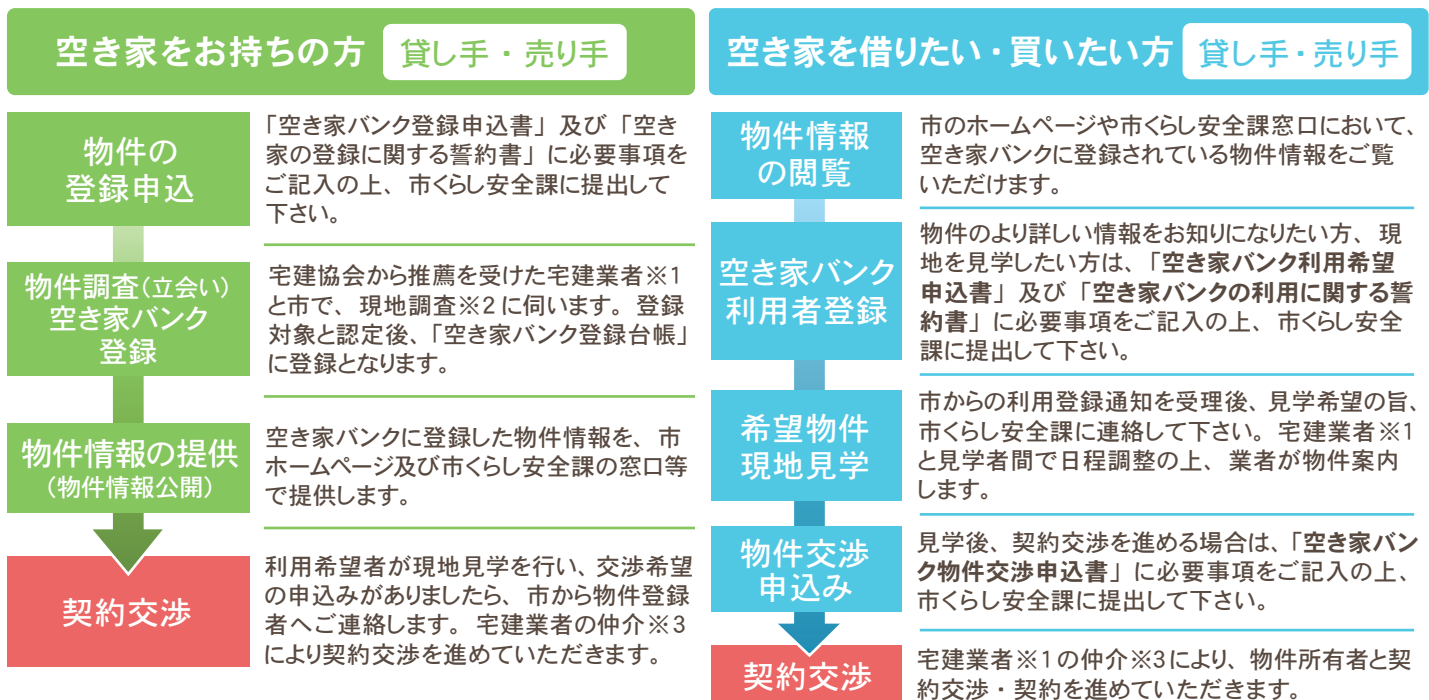
種別	対象者	補助限度額	申請期間
リフォーム工事 ※1	貸主・売主 借主・買主	50万円	売買・賃貸借契約締結日から2年
	借主・買主	+子ども加算 (1人@10万円)	
家具道具処分 ※2	貸主・売主 借主・買主	10万円	貸主・売主 空き家バンク登録日から2年 借主・買主 売買・賃貸借契約締結日から2年
	借主・買主	+子ども加算 (1人@10万円)	
引越 ※3	借主・買主(転入)	10万円	売買・賃貸借契約締結日から2年
	借主・買主(転入)	+子ども加算 (1人@10万円)	

※1 リフォーム工事、家財道具処分及び引越は法人又は個人事業主による実施が補助対象となります。

※2 中学生以下の子どもがいる世帯は、中学生以下の子供一人につき10万円を加算(補助種別に関わらず、1回限り)

※3 それぞれ交付決定前に着手した場合は、補助の対象とはなりませんので、ご注意ください。

申請の流れ



※1 市と協定を結んでいる「公益社団法人 栃木県宅地建物取引業協会」が推薦した市内の宅地建物取引業者

※2 所有者の方の立会いをお願いします。また、調査の結果、空き家バンクへの登録ができない場合があります。

※3 宅建業者による仲介のため、契約の段階で、法律で定められた仲介手数料が必要になります。

空き家募集!

まずは、
お問い合わせください。

- ・店舗併用住宅だったが… ⇒ 店舗が延床面積の1/2以下なら登録可!
- ・家財道具が残っているが… ⇒ 補助制度をご活用ください!(R2.4~)
- ・いずれ住むかも知れない? ⇒ 期間限定の条件付きでも登録可!
- ・未相続で名義が私でないが… ⇒ 賃貸で相続人全員の承諾により登録可!
- ・家が古くてリフォームが必要 ⇒ 古い建物を求めている方がいます!

問合せ

真岡市役所 市民生活部 くらし安全課 空き家対策係

電話 0285-83-8144 FAX 0285-83-8392 kurashianzen@city.moka.lg.jp